



質問1

開業のため建物を購入しましたが、前の賃借人に建物を明け渡してもらうために立退料を支払いました。この支払った立退料は、全額必要経費にしてもよろしいでしょうか。

回答 建物の取得価額になります。

個人が土地や建物の取得に際して、その土地、建物等を使用していた人に支払う立退料その他その者を立ち退かせるために要した金額は、その土地又は建物等の取得費又は取得価額に算入されることになります。

また、個人が従前から所有している建物の賃借人を立退かせるために支払うような立退料は、その支払うことが確定した年の必要経費に算入することができます。これは、その建物を引き続いて使用する場合も、それを取り壊して新しい建物を建てる場合も同様に取り扱われます。

したがって、ご質問の場合は支払った立退料の額を建物の取得価額に含め、減価償却を通じて必要経費に算入することになります。

質問2

ある町で開業することにしたところ、医院を開業する場合には、医療用機械を購入する場合に限って補助金が出るとのことでしたので、さっそく補助金を受け、医療用機械を購入しました。このような機械の減価償却費の計算はどのようにになりますか。

回答 補助金を除いた金額を取得価額として減価償却費の計算をします。

固定資産の取得又は改良に充てるため交付された国や地方公共団体からの補助金又は給付金等（以下、「国庫補助金等」といいます。）をもって、その交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合に、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定したときは、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額は、収入金額に算入されません。また、国庫補助金等の交付に代えて交付を受けた固定資産の価額に相当する金額についても、同様に取り扱われます。

そして、このような国庫補助金等により取得し若しくは改良した固定資産又は国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けた固定資産の減価償却費の計算においては、その取得価額等については、これらの収入金額に算入されない金額を控除した金額をもって計算することとされています。

したがって、ご質問の場合も収入金額に算入されない金額を控除した（町からの補助金を控除した）金額をもって、医療用機械の減価償却費の計算を行うことになります。